

空き家除却補助金

町民の生活環境の保全等を図るため、空き家の除却工事費の一部を補助します。

補助金額

除却工事費用の5分の4の額

* 上限額50万円 or 100万円 (1,000円未満切り捨て)

(空き家の保存状況により異なります。)

* 除却工事費1㎡当りの限度額(税込) 木造 36,000円、非木造 51,000円

補助の対象となる空き家

金ケ崎町内に所在する住居用の空き家(併用住宅を含む)のうち、次の全てに該当するもの。

- ① 1年以上居住していないもの。
- ② 倒壊、部材の落下及び飛散等の危険性があり、周囲に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるほか、その他町長が認めるもの(申請受付後、役場職員が現地確認に伺います)。
- ③ 特定空家に認定されている場合は、勧告を受けていないもの。
- ④ 住宅の利活用を目的とした補助金の交付を受けていないもの。
- ⑤ 併用住宅においては住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上であり、住宅以外の部分が店舗又は事務所としても使用されていないもの。
- ⑥ 公共事業等の補償の対象となっていないもの。

補助対象者

- ① 補助対象住宅の所有権を有する個人(登記事項証明書又は固定資産税課税台帳に所有者として記載されている方)又はその相続人
※町税の滞納者、暴力団関係者は対象となりません。また住宅が下記にあたる場合は他の権利者から同意を得られていない方は対象となりません。
- ② 補助対象住宅が共有である場合、共有している者全員から同意を得たもの。
- ③ 補助対象住宅に抵当権等所有権以外の権利が設定されている場合、当該権利を有する者から同意を得たもの。
- ④ 補助対象住宅が借地に存在する場合、当該借地権設定者から同意を得たもの。

補助の対象となる工事

- ① 除却工事であること
- ② 土木工事業、建築工事業もしくは解体工事業の許可(建設業法第3条第1項)を受けたもの、もしくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた町内業者が施工すること。
- ③ 交付決定通知以後に契約、着手した除却工事であること。
- ④ 家財道具の撤去、運搬及び処分に関する費用や消費税・地方消費税は、除却工事費用に含みません。

裏面に続きます→

○補助金交付認定申請 ※除却工事実施前に申請が必要です。
申請期間 令和8年6月1日～令和8年7月31日

提出書類

- 金ヶ崎町空き家除却補助金申請書（様式第1号）
- 【添付書類】
- 建物の登記事項証明書 ※法務局で発行
（未登記の建物の場合）
現年度の固定資産税納税通知書の写し又は現年度の評価証明書
- 補助対象住宅が所在する土地の登記事項証明書 ※法務局で発行
- 着工前の現場写真
- 除却工事の内容及び費用がわかる見積書の写し
- 施工業者が表面の許可、登録を受けていることを証明する書類の写し
- 町税の滞納がないことを証明する書類
- 申請者以外の権利者がいる場合、全員の同意書
- 申請者が相続人の場合、所有者と申請者の相続関係が確認できる書類及び相続関係人全員が確認できる相続関係説明図
- その他町長が必要と認める書類



○補助金交付決定…申請書類の審査・現地確認のうえ決定します

※変更があった場合は速やかに届け出てください



○完了報告書の提出…除却工事が完了した日から30日が経過する日、又は完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに提出いただきます。

提出書類

- 金ヶ崎町空き家除却工事完了報告書（様式第6号）
- 【添付書類】
- 除却工事に係る請負契約書の写し
- 除却工事の請求書の写し（除却工事費がわかるもの）
- 領収書の写し
- 除却工事終了後の写真
- 廃棄物処理に関する処分証明書等の写し
- その他町長が必要と認める書類



※ 補助金の交付は、上記完了報告書の提出→補助金額確定通知書の発行後、請求書を提出いただいた後となります。

※ 当補助事業に係る関係書類については、事業完了の翌年度から5年間保存願います。

※ この補助金を受けた方は、同一年度において重複して受けることはできません。

※ 建物を除却することにより、固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度からの土地にかかる固定資産税額が増額になる場合があります。

■問い合わせ・申込み先■

金ヶ崎町商工観光課

金ヶ崎町西根南町22-1 ☎ 0197-42-2111